

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条及び独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成15年内閣府・農林水産省令第号）第1条に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行い、併せて北方地域に生活を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するとともに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第2条第2項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。以下同じ。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する業務を行う。

2 協会は、これらの業務の重要性及び総合的、一体的な処理の必要性にかんがみ、その業務の遂行に当たっては独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成14年法律第132号。以下「協会法」という。）の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等と密接な連携を保ち、能率的かつ効果的な業務運営を図ることを基本方針とする。

(国民世論の啓発)

第3条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を図る。

- 一 北方領土返還要求運動の推進
- 二 青少年や教育関係者に対する啓発の実施
- 三 インターネット等を活用した情報を提供
- 四 北方四島交流事業の実施

(調査研究)

第4条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を実施する。

- 一 北方領土問題等の研究者等を構成員とする研究会の開催

二 国際シンポジウムの開催

(援護事業)

第5条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行う。

- 一 元島民等の団体が行う返還要求運動に対する支援
- 二 戦前における北方四島生活実態、引き揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援
- 三 北方四島自由訪問を元島民等の団体に委託して実施

(附帯業務)

第6条 協会は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務として、広報活動等の実施、地方公共団体との連携を推進することができる。

(北方地域旧漁業権者等法第4条に関する業務)

第7条 協会は、次の各号に定めるところにより、北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を実施する。

- 2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。

(貸付条件等)

- 一 貸付金の種類、貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間及び貸付金の限度額並びに年間の貸付枠については、別表のとおりとする。

(保証人及び担保)

- 二 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不適当で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。

(償還の方法)

- 三 貸付金の償還は、割賦又は一時払いとする。

(貸付条件の変更)

- 四 災害その他特別の事由により、貸付を受けた者につき元利金の支払いが著しく困難であると認める場合には、貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

(重複貸付の制限)

五 現に転貸機関より貸付を受けている者に対する同一融資対象への貸付はできない。

(転貸資金の貸付条件)

六 転貸機関が行う協会資金の転借人への貸付は、協会が行う直接貸付にかかる資金の貸付条件と同一の条件を附すべきこととする。

(貸付金額の限度の特例)

七 相当数の北方地域旧漁業権者等が受益すると認められる法人の営む事業に必要な資金で大型漁船の建造、冷蔵庫の設置等所定の貸付金額の限度によることが著しく困難であると認められるものであって、協会が特に必要と認めるものに係る貸付金額の限度については、主務大臣の承認を受けて所定の限度によらないことができる。

(貸付業務の委託の基準)

八 協会は、金融機関に対して、財務内容を検討し、以下の基準により貸付業務の一部を委託することができる。

(ア) 受託金融機関（以下「受託者」という。）は、受託業務に必要な資金の交付を受けたときは、協会に対し、別に定めるところにより利息を支払うものとする。

(イ) 協会は、受託者に対し、別に定めるところにより受託業務取扱手数料を支払うものとする。

(ウ) 受託者における受託業務に関する諸費用は、原則として受託者の負担とする。

(エ) 受託者は、その取り扱いに係る貸付金の元金の償還又は利息の支払いの最終期限到来後6カ月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は払込みがなかったときは、受託者は直ちに当該未払元利金の2割に相当する金額を協会に対し、借受人に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならない。

(オ) 協会は、受託者が同号(エ)の規定による弁済を直ちにすることが事務処理上適当としない理由がある場合には、受託者の弁済を猶予することができる。

(カ) 受託者が同号(エ)の規定により弁済した後、当該貸付金について元利金の払込み又は回収金の2割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができる。受託者がその求償権に基づき回収した金額についても、また同様とする。

(キ) 受託者は、貸付金が貸付の目的以外に使用されることがないよう適切な措置をとらなければならない。

(ク) 受託者は、協会から委託された業務に関し経理を別にし、これに関する所定の

報告をしなければならない。

(事業の認定等に関する委嘱)

九 協会は、都道府県等に対し、必要あるときは設計の審査、工事の認定等の事務を委嘱することができる。

(業務委託の基準)

第8条 協会は、第3条から5条までに定める業務のうち、自ら実施することが効率的でないと認めるものについて、次の各号に掲げる基準に従い、業務の全部又は一部の実施を委託することができる。

- 一 受託者は、委託業務を適正に実施することができる者のうちから、次条に定める競争入札その他の適切な方法で選定すること。
- 二 業務の委託の範囲を明確に定めること。
- 三 受託者との契約は、業務の委託の範囲、委託期間、委託業務遂行に当たっての留意事項、受託者が法令、契約等で定められた義務に違反した場合の措置につき定めた書面により行うこと。

(競争入札その他の契約に関する基本的事項)

第9条 協会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争に付さなければならない。

- 2 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができる。
- 3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが、不利と認められる場合においては、随意契約によることができる。
- 4 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- 6 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が協会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(業務の受託)

第 10 条 協会は、北方四島交流受入事業等の業務の実施を受託しようとするときは、委託者と受託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、原則として、次の事項を定めるものとする。

- 一 業務の題名
- 二 業務の目的及び概要
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 業務実施の方法
- 五 業務の受託料の額及び受取方法
- 六 業務の受託料が適正に支払われないときの措置
- 七 業務の遂行が困難となったときの措置
- 八 その他必要な事項

3 業務の実施を受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

(細則)

第 11 条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。